

第3章 工 事 手 続

第3章 工事手続

3.1 給水装置工事の申込み

1. 給水装置の新設、改造(増設を含む。)、修繕又は撤去をしようとする場合は、あらかじめ、管理者に申込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第5条)

<解説>

1. 給水装置工事をしようとする者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ指定給水装置工事事業者を選定し、所定の書類で申込み、審査を経て承認を受けなければならない。
2. 水道事業者は常時需要者に対し、給水装置を通じて水質基準に適合した水道水を安定的に供給しなければならないため、給水装置工事においては構造・材質基準及び本市の基準に適合しているかの確認を得る必要があることから、あらかじめ上下水道局に給水装置工事の申込を義務付けている。
3. 給水装置工事の全体的な流れは、**図3-1** のとおりである。

【参考】① 給水装置工事及び指定工事事業者の新規登録等に係る様式は、寝屋川市上下水道局ホームページに掲載されている。

② 共同住宅の各戸検針・各戸徴収については、寝屋川市上下水道局ホームページに掲載されている「共同住宅の各戸検針・各戸徴収の手引書」(既設用及び新設用)を参照して下さい。

なお、手引書の中に、各戸検針・各戸徴収に必要な様式を掲載しています。

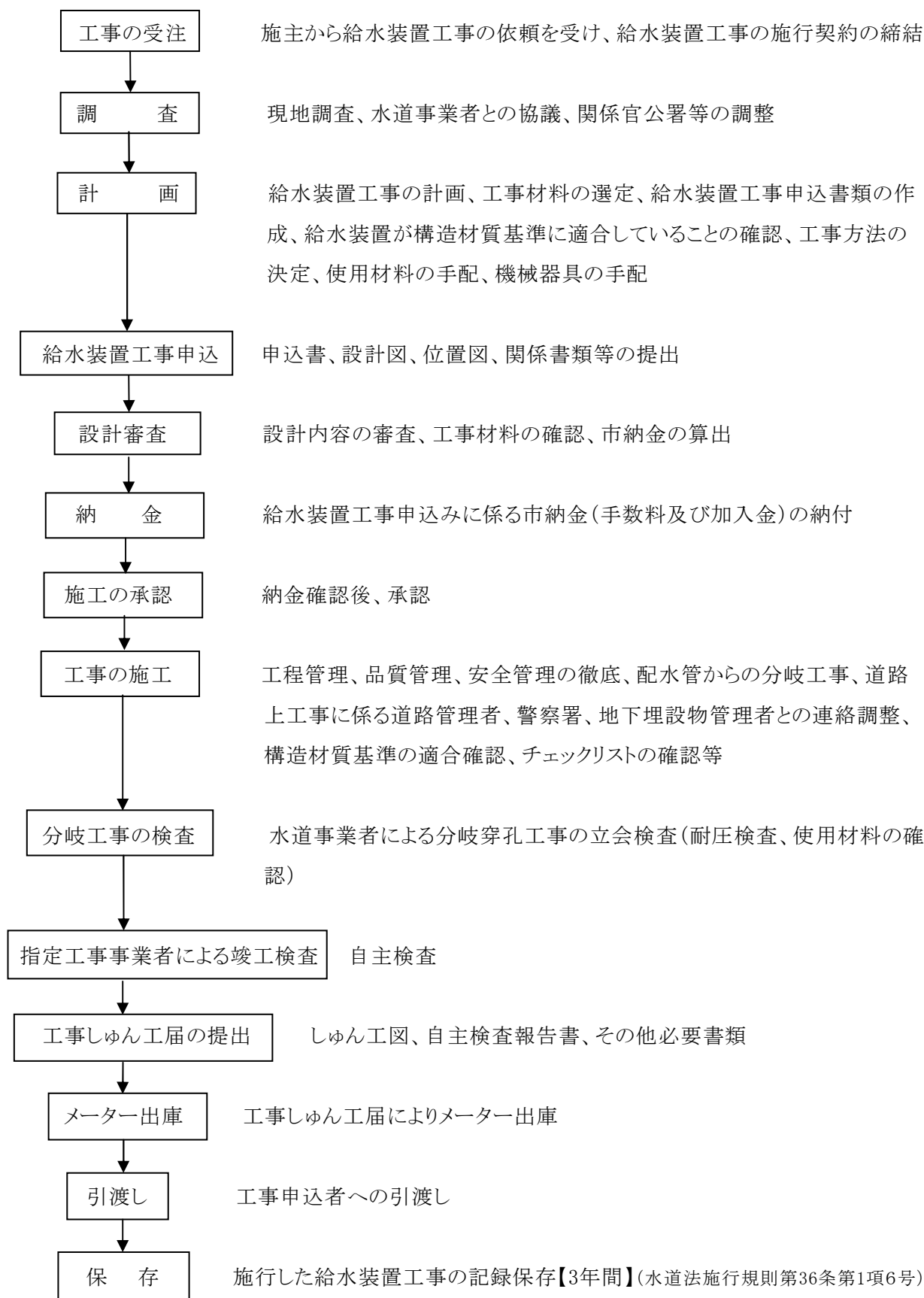


図 3-1 給水装置工場のフロー

3.2 調査

1. 給水装置工事の依頼を受けた指定工事事業者は、当該工事現場の状況を確実に把握するため必要な調査を行うこと。

<解説>

1. 調査には、水道事業管理者に確認する敷設図や現場状況確認するものがあり、関係機関並びに利害関係人との間で支障がないように行うこと。（第4章 給水装置の基本計画 基本調査(表4-1)参照）

3.3 給水台帳の閲覧

1. 給水装置工事の申込みにあたり、給水装置工事台帳の閲覧については、寝屋川市個人情報保護条例(平成9年5月23日、条例第10号、以下「保護条例」という。)に基づき取扱う。

<解説>

1. 一般的に給水装置の所有者は、給水装置工事の申込者をいい、その申込によりしゅん工検査が完了した給水装置工事台帳(以下「給水台帳」という。)を将来給水装置の維持管理において必要なものとして上下水道局で保存している。

したがって、給水台帳の記載内容は、個人情報であり、その安全確保・利用・提供等については保護条例で規定されている。

この保護条例の中で、個人情報の外部提供については、第8条に利用及び提供の制限が定められ、その中に閲覧及び提供できる者が定められている。

また、第9条において、個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じるよう定められている。

3.4 事前協議

1. 三階直結直圧式給水を計画する場合は、事前に上下水道局と設計協議を行った後、給水装置工事の申込を行うものとする。
2. 直結増圧式給水を計画する場合は、事前に上下水道局と設計協議を行った後、給水装置工事の申込を行うものとする。
3. 小規模社会福祉施設に設置する特定施設水道連結型スプリンクラー設備(以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)を計画する場合、事前協議を行うものとする。
4. 給配水装置工事を計画する場合は、事前に協議を行った後、給配水装置工事の申込を行うものとする。

<解説>

1. 事前協議に必要な様式は、表3-1 のとおりとする。

表 3-1 事前協議の必要書類一覧

必 要 書 類	様式番号	備 考
設計水圧調査・確認依頼書	43	3階直結直圧式給水、直結増圧式給水、水道直結式スプリンクラー設備等で設計水圧を確認するとき
設計水圧回答書兼可否判定書	44	設計水圧及び給水方式の可否を局から回答するとき
給水装置工事協議書	45	3階直結直圧式給水又は直結増圧式給水の協議をするとき
給水装置工事協議回答書	46	協議書の審査を行い回答するとき(局使用様式)
給配水装置工事協議書	47	給配水装置工事申込み前の協議をするとき
給配水装置工事協議完了書	48	局の意見を付けて協議完了書を返却するとき(局使用様式)
給配水装置工事協議完了届	49	協議完了書の意見について回答するとき
給配水装置工事協議承継届	50	完了した給配水装置工事協議を第三者が承継するとき

2. 三階直結直圧式給水の事前協議

三階直結直圧式給水の事前協議は、当該計画場所における配水管の敷設状況や給水装置の設計に必要な水圧及び必要な給水量、給水管口径などを確認するために行うものである。

- (1) 1 戸建て住宅等において、管路管理システムの水圧調査データにより付近の最小動水圧が判明し、「第5章 三階直結直圧式給水設計・施行基準 5.7建築物の用途及び設計水圧による基準」に基づき給水装置工事を施行するものについては、事前協議は不要とする。
- (2) 共同住宅等において、規定の水圧が確保され、地付けメーターを設置する場合は、事前協議は不要とする。
- (3) 事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議をするものとする。
- (4) 事前協議の手続きの流れは、図3-2 のとおりとする。

三階直結直圧式給水を受けようとする者は、給水装置工事申込みに先立ち指定給水装置工事事業者等により、三階直結直圧式給水に必要な協議書等を提出し協議を行うこと。

設計水圧調査・確認依頼書(様式第 43 号)の提出 (2部)
添付書類: ①付近見取図(位置の特定できるもの)



設計水圧回答書兼可否判定書(様式第 44 号)により設計水圧及び可否判定を回答



可の場合



否の場合



上下水道局と給水方式の協議



給水装置工事協議書(様式第 45 号)の提出 (2部)
添付書類: ①付近見取図(位置の特定できるもの) ②給水装置工事図面(平面図・立体図)
③設計水圧回答書兼可否判定書の写し ④水理計算書 ⑤受水槽式から切替の場合は、既設給水設備調査報告書(様式第 21 号) ⑥その他上下水道局が求めた資料



給水装置工事協議回答書(様式第 46 号)により回答
(提出された給水装置工事協議書を審査し、承認又は不承認を回答する。)



承認の場合



不承認の場合



上下水道局と給水方式の協議



給水装置工事申込書の提出
給水装置工事申込書類の他に、①給水装置工事協議回答書の写し ②水理計算書
③共同住宅等直結直圧式給水装置維持管理誓約書(様式第 18 号)を添付する。

図 3-2 三階直結直圧式給水の事前協議の手続きフロー

3. 直結増圧式給水の事前協議

直結増圧式給水の事前協議は、当該計画場所における配水管の敷設状況や給水装置の設計に必要な水圧及び必要な給水量、給水管口径などを確認するために行うものである。

- (1) 事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議をするものとする。
- (2) 事前協議の手続きの流れは、**図3-3** のとおりとする。

直結増圧式給水を受けようとするものは、給水装置工事申込みに先立ち指定給水装置工事事業者等により、直結増圧式給水に必要な協議書等を提出し協議を行うこと。

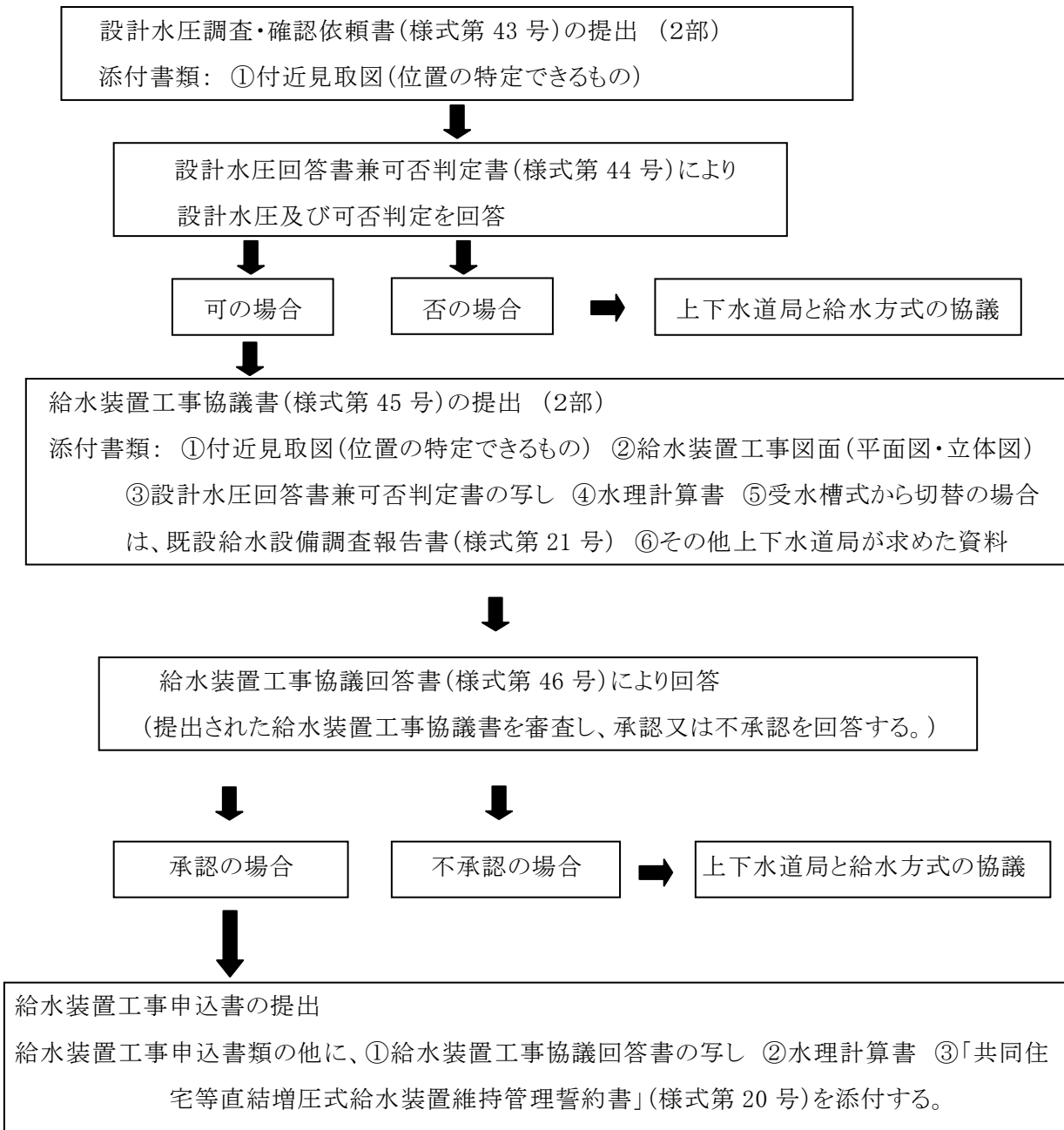


図 3-3 直結増圧式給水の事前協議の手続きフロー

4. 水道直結式スプリンクラー設備の事前協議

水道直結式スプリンクラー設備の事前協議は、スプリンクラー設備の設計をするにあたり、当該場所における配水管の水圧状況から、設計に必要な水圧を確認するために行うものである。

- (1) 上下水道局が提示する水圧は、当該場所付近の配水管の最小動水圧の実測数値とする。
- (2) 事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議をするものとする。
- (3) 事前協議の手続きの流れは、**図3-4** のとおりとする。

水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置工事申込みに先立ち指定給水装置工事事業者等により、スプリンクラー設備の工事に必要な事前協議を行うこと。

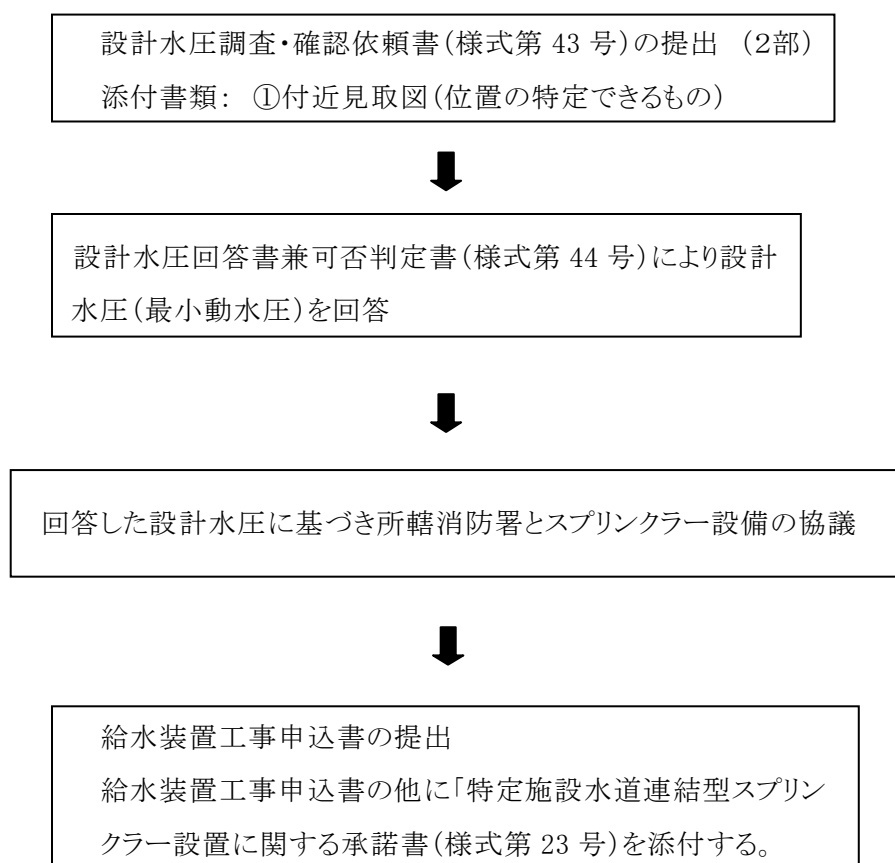


図 3-4 水道直結式スプリンクラー設備の事前協議の手続きフロー

5. 給配水装置工事の事前協議

給配水装置工事の事前協議は、給配水管の構造及び口径を確認するために行うものである。

- (1) 事前協議の内容に変更があった場合は、再度協議をするものとする。
- (2) 事前協議完了後、協議者が変更になった場合、給配水装置工事協議承継届(様式第50号)を提出する。
- (3) 給配水装置工事協議書の有効期限は、協議完了日から1年間とする。
- (4) 事前協議の流れは、**図3-5** とする。なお、所轄消防署との協議が必要な場合は、**図3-6** とする。

給配水装置を設置しようとする者は、給配水装置工事申込みに先立ち申込者又は代理人により、給配水装置工事に必要な給配水装置工事協議書を提出し協議を行うこと。

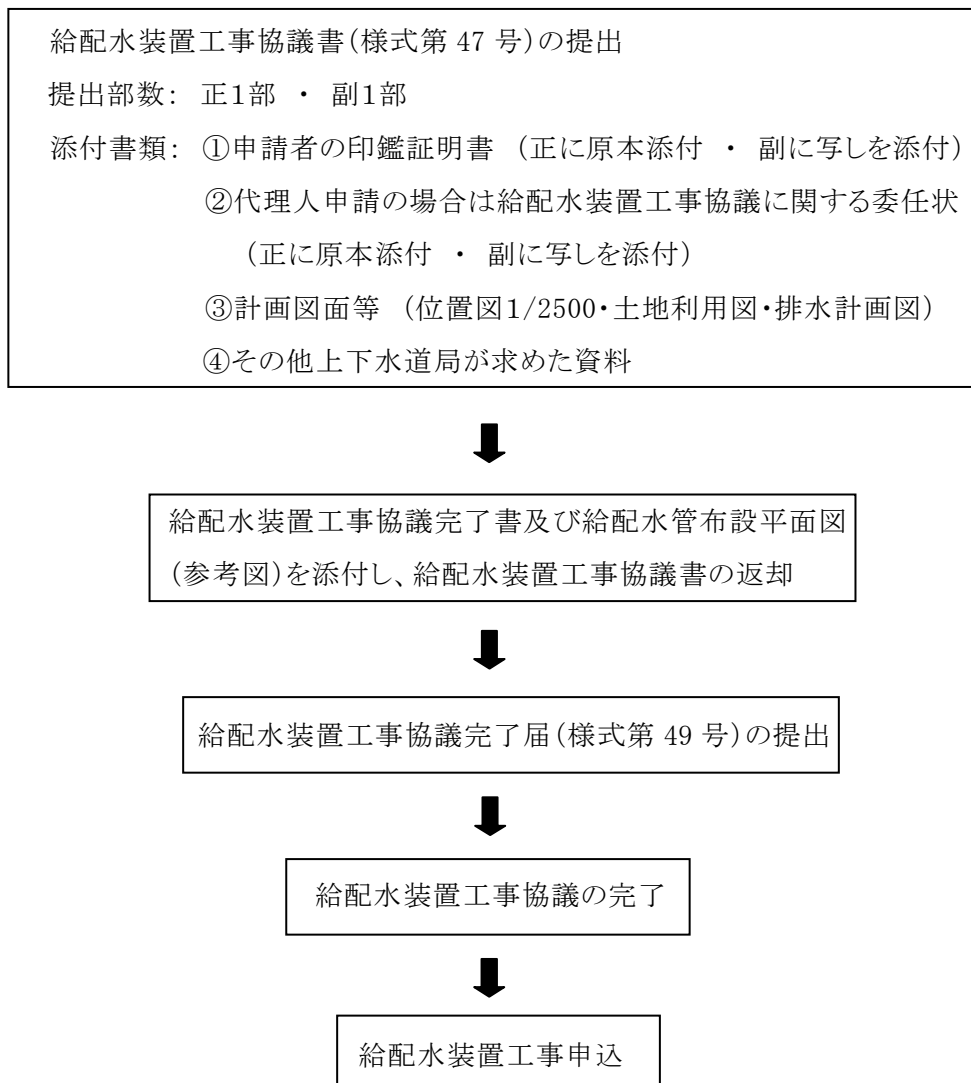


図 3-5 給配水装置工事の事前協議の手続きフロー

給配水装置を設置しようとする者は、給配水装置工事申込みに先立ち申請者又は代理人により、給配水装置工事に必要な給配水協議書を提出し協議を行うこと。

給配水装置工事協議書(様式第 47 号)の提出

提出部数: 正1部・副3部

添付書類: ①申請者の印鑑証明書(正に原本添付・副に写しを添付)

②代理人申請の場合は給配水協議に関する委任状

(正に原本添付・副に写しを添付)

③計画図面等(位置図1/2500・土地利用図・排水計画図)

④その他上下水道局が求めた資料



所轄消防署への提出書類の作成(3部) (上下水道局)



所轄消防署に給配水装置協議書の提出(3部提出) (申請者)



所轄消防署において意見の添付(2部返却) (所轄消防署)



給配水装置協議完了書及び給配水管布設平面図(参考図)を添付し、給配水装置協議書の返却(1部) (上下水道局)



給配水装置工事協議完了届(様式第 49 号)の提出 (申請者)



給配水装置工事協議の完了



給配水装置工事申込み

図 3-6 給配水装置工事前協議の手続きフロー(消防署との協議が必要な場合)

3.5 給水装置工事の申込書の提出

1. 給水装置の新設等の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。（給水条例施行規程第7条）
2. 指定給水装置工事事業者は、設計審査を受けるには、設計審査に係る所定の申請書を、当該設計に関する図面を添え管理者に提出して、その申請をしなければならない。（同第7条の2）
3. 工事申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。（同第8条）
 - (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするときは、その給水装置の所有者の同意書
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするときは、その土地所有者の同意書
 - (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

<解説>

1. 事前協議が必要な場合は、給水装置工事の申込みの前に、事前協議を完了させておくこと。
2. 給水装置工事の申込みに必要な書類及び工事申込の内容により必要となる関係書類を提出する。（表3-2～4）
3. 給水装置工事の手続きは、図3-7 工事申込手順のとおりとする。
4. 給水装置工事申込みの留意点
 - (1) 申込書は、1専用給水装置ごとに1申込みを基本とするが、共同住宅等のような1建物に複数の専用給水装置がある場合は、建物に給水装置が付属するものと考え1申込みとする。
 - (2) 申込書には、申込者の署名、捺印及び連絡先を記したものとする。また、申込者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の氏名、連絡先を記し、会社使用印を捺印したものとする。
 - (3) 申込書に記載する申込者は1人とする。申込者が複数存在する場合は、総代人選定届にて全ての申込者を表し、申込書はその総代人が提出する。（様式第32号）
5. 給水装置工事の申込書に添付する同意書等
 - (1) 給水装置土地通過同意書
他人の所有地内（私道も含む。）に給水装置工事を施工し、給水装置の埋設する場合は、その土地の所有者の同意を証するため、その所有者が住所及び氏名を記し、捺印したものを提出する。（様式第6号）
 - (2) 給水装置分岐同意書
分岐戸数が許容内で他人の給水装置から分岐する場合は、当該給水装置所有者の同意を証するため、その所有者が住所及び氏名を記し、捺印したものを提出する。（様式第7号）

(3) その他の同意書及び申込者の誓約書

前記(1)、(2)の他、特別な理由があるときは、利害関係人又は申込者の誓約書等各関係書類を提出する。

6. 給水装置工事に係る図面等の提出

(1) 位置図は、工事場所が明確に分かるものを提出する。

(2) 給水装置工事材料確認書の記載については次のとおりとする。(様式第4号、4-1号)

① 本管穿孔工事の場合、配水管の分岐からメーターまでのサドル付分水栓等使用材料(ソケット、エルボは除く)を詳細に記載する。メーター下流側については、給水用具の名称、口径及び数量を記載する。

② 給水管については、給水装置全体の管種及び口径別の総延長を記載する。

③ 支管分岐工事の場合、分岐箇所から前記①②のとおりとする。

(3) 設計図は、申込者から委託された給水装置工事を明確に図示する。(様式第5号)

(4) 改造工事において既設給水装置に接続する場合は、既設配管を黒色で図示する。

(5) 受水槽式給水において、給水装置の改造工事に伴い受水槽以降の給水設備を変更する場合は、当該給水設備の参考図を提出する。

(6) 新設の受水槽式給水の場合は、受水槽有効容量計算書及び受水槽以降の給水設備図(参考図)を提出する。

7. 占用及び道路使用許可

(1) 道路、里道、河川、水路等に給水管及び給配水管を敷設又は撤去する場合は、それぞれの管理者の占用許可を受けること。

(2) 道路交通法が適用される道路に給水管及び給配水管を敷設又は撤去する場合は、所轄警察署から道路使用許可を受けること。

(3) 占用及び道路使用許可の申請書類については、上下水道局の経由の確認印を押印した後、提出すること。なお、申請書類の経由にともない、その写しを1部上下水道局に提出する。

表 3-2 給水装置工事申込の必要書類一覧

工事種別 必要書類	様式番号	新 設		改 造		臨 時		用途変更		撤去	止水栓止		水洗
		本管 穿孔	支管 分岐	本管 穿孔	支管 分岐	本管 穿孔	支管 分岐	本管 穿孔	支管 分岐		本管 穿孔	支管 分岐	
給水装置工事申込書 (一般)	1	○	○	○	○			○	○	○	○	○	
給水装置工事申込書 (臨時)	2					○	○						
給水装置工事申込書 (水洗)	3												○
位置図(A4縦)	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給水装置工事使用材料 確認書(給)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
使用材料確認書(給) (配) 4号様式の続き	4-1	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
設計書(A3版)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給水装置土地通過同意 書	6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
給水装置分岐同意書	7		△		△		△		△			△	
その他利害関係人の同意 書	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
誓約書(水洗工事)	8												○
誓約書(臨時用)	9					○	○						
誓約書(止水栓止)	10										○	○	
改造・撤去工事届	11			○	○					○			
給水装置工事自主検査 報告書	12	○	○	○	○			○	○				○
しゅん工届(A3版)	13	○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	△	△
しゅん工届(A4版)	14					○	○			○	○	○	○
給水装置工事立会兼 しゅん工検査願	15	○		○		○		○		○	○		
給水装置工事しゅん工 検査済書	15-1	●		●		●		●		●	●		
水道開閉栓申込書	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
水道開閉栓申込書(補 足書)	16-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※ ○:必要書類 △:条件により必要となる場合があり確認が必要 ●:上下水道局が使用する様式

※ 申込書類には、申込書類チェックシートを添付すること。

表 3-3 給水方式による必要書類一覧

給水方式 必要書類	様式 番号	直結直圧式	3階直結直圧給水		直結増圧 式(共同住 宅等)	受水 槽式	受水槽式から 直結式への切 替(共同住宅 等)
		共同住宅等	一般住宅等	共同住宅等			
受水槽有効容量計算書	—					○	
受水槽以降の給水設備参考図	—					○	
受水槽管理人届	17					○	
受水槽管理人届(補足書)	17-1					○	
水理計算書				○ (地付けメー ターの場合不 要)	○		○ (地付けメー ターの場合不 要)
共同住宅等直結直圧式給 水装置維持管理誓約書	18	○		○			△
三階直結直圧式給水誓約 書(一般住宅等)	19		○				
共同住宅等直結増圧式給 水装置維持管理誓約書	20				○		△
既設給水設備調査報告書	21						○

※ ○:必要書類 △: 給水方式によりいずれか必要

表 3-4 その他必要書類一覧

様 式 名 称	様式番号	備 考
第1止水栓設置建物給水装置維持管理誓約書	22	一般住宅等で第1止水栓を設置するとき
特定施設水道連結型スプリンクラー設置に関する承諾書	23	水道連結型(直結式)スプリンクラー設備を設置するとき
元付型浄水器設置に伴う維持管理誓約書	24	水道メーター下流側に元付型浄水器を設置するとき
臨時用給水装置所有権譲渡届	25	臨時に設置した給水装置を第三者に譲渡するとき
工事立会監督費免除申請書	26	連合給水管の解消等で、管理者が認めるとき
工事(変更・取消)申請書	27	給水装置工事及び給配水工事の変更・取消で加入金・手数料の還付があるとき
加入金・手数料等還付請求書	28	加入金・手数料の還付を請求するとき
委任状(給水装置工事)	29	代理請求の場合、加入金・手数料還付請求書に添付
委任状(給配水装置工事)	30	代理請求の場合、加入金・手数料還付請求書に添付
代理人届	31	管理者が必要と認めるとき
総代人選定届	32	共有する給水装置を設置するとき

8. 設計審査

- (1) 既設給水装置がある場合は、当該水栓番号を確認する。
- (2) 申込書に必要な関係書類の確認及び該当する分岐同意や土地通過同意が適正であることを確認する。
- (3) 設計図の審査は、指定工事事業者が申込者から委託された給水装置工事及び給配水装置工事の内容に対し、適切な配管及び構造・材質基準に適合しているかを確認する。

9. 市納金

市納金(立会監督費、手数料及び加入金)は、給水条例等に基づき積算し、納入通知書を発行する。追徴金が生じた場合は、その都度納入通知書を発行する。

(1) 立会監督費

立会監督費は、給水装置工事の分岐工事及び給配水装置工事の配管施工時の立会の費用である。

(2) 手数料

手数料は、給水条例第 32 条の規定による設計審査手数料及びしゅん工検査手数料である。

- ① 設計審査後、工事を取消した場合は、設計審査手数料を徴収する。
- ② 受水槽式給水において、各戸検針により受水槽以降の各戸に市のメーターを設置する場合は、しゅん工検査手数料を徴収する。なお、この場合において受水槽以下の給水設備は、給水装置に該当しないため設計審査手数料は徴収しない。

(3) 加入金

加入金は、給水条例第 30 条に規定された額を徴収する。

- ① 既納の加入金は還付しない。
- ② 新設された臨時用給水装置工事において、納付された加入金はしゅん工した後、撤去した場合は、その納付された加入金は全額還付する。

(4) 市納金の納付期限

市納金は、納付通知書を発行した日から翌月の末日とする。なお、当該市納金に係る工事の着手は市納金の納付日以降とする。

3.6 臨時用給水装置の取扱

1. 臨時用給水装置は、工事その他の臨時の用に供するため、一時的に新設され給水し、その目的が終了すれば撤去される給水装置のことをいう。

〈解説〉

1. 給水装置の転用

工事その他臨時に給水するために新たに設置された給水装置であり、他の用途に転用してはならない。ただし、工事その他の臨時用給水の終了に伴い引続き他の用途に給水を受ける場合で、新たに給水装置工事(用途変更)の申込みがあり、手数料の納付があった場合は、この限りではない。

2. 転用の時期

前項に定める新たな給水装置工事の竣工検査合格の時とする。

3. 撤去工事

設置された給水装置を撤去する場合は、給水装置工事申込書(撤去工事)により、当該給水装置を分岐部から撤去する。

4. 加入金の還付

前項の撤去工事の竣工検査合格後、申込者は加入金・手数料等還付請求書(様式第28号)により加入金の還付請求をするものとする。

5. 使用期間

使用期間は、受付時より6ヶ月以内とする。使用中の一時的な閉栓又は当該給水装置の申込者の変更はできないものとする。

3.7 工事の変更・取消し

1. 工事申込者が、工事の変更又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に申し出なければならない。（給水条例施行規程第 14 条）

<解説>

1. 指定工事事業者は、次に示す内容の変更を行う場合は、図面等の再審査を受けること。
この場合、内容により変更理由書、水理計算書等の提出を求めることがある。
なお、次に示す内容以外の軽微な変更については、上下水道局担当者の指示により施工すること。
 - (1) 分岐位置を変更する場合（分岐する配水管の変更）
 - (2) 分岐部からメーターまでの管種及び口径を変更する場合
 - (3) メーター口径の変更をする場合
 - (4) 給水方式を変更する場合（例：直結式 ⇔ 受水槽式）
 - (5) 給水管の埋設位置及び給水用具を大幅に変更する場合
 - (6) 審査の際に付記した条件のとおり施工できない場合
 - (7) その他、管理者が再審査を必要と判断した場合
2. 工事の変更及び申込みの取消に伴う加入金等の取扱
 - (1) 工事の変更に伴い加入金及び手数料の追加徴収又は還付が発生する場合は、工事（変更・取消）申請書（様式 27 号）を提出し、精算金額確定後、還付の場合は加入金・手数料等還付請求書（様式 28 号）を提出する。
 - (2) 工事を取消しする場合は、工事（変更・取消）申請書（様式 27 号）を提出し、精算金額確定後、加入金・手数料等還付請求書（様式 28 号）を提出する。

3.8 分岐工事の立会・検査申込み

1. 分岐工事を施工しようとするときは、給水装置工事立会兼しゅん工検査願を、管理者に提出すること。

<解説>

1. 分岐工事の立会は、給水装置工事立会兼しゅん工検査願(様式15号)に記載されている当該工事を担当した主任技術者が立会うものとする。
2. 分岐工事のしゅん工検査は、使用材料が指定されたものであるか、工法の選定及び技能の有する者が確実に分水栓又は不断水T字管を取付け・穿孔・防食コアの装着を行っているか、及び給水管の接続など、施工方法の確認を行うものである。
3. 検査の結果、検査の内容に合格した場合は、指定工事事業者の申出により給水装置工事しゅん工検査済書(様式第15-1号 上下水道局使用様式)を交付する。
4. 主任技術者は、検査願申込時に施工日の設定、許可条件及び工法等について上下水道局と十分打合せをすること。
5. 主任技術者は、検査日の当日、天候又は付近住民との調整等により施工を中止する場合は、速やかに上下水道局に連絡を行い、新たに施工日の調整を行うこと。
6. 分岐工事や給水管敷設工事など、道路上等で工事を行う際は、当該管理者及び所轄警察署長の許可条件を遵守し施工すること。工事施工上、緊急連絡が必要になる場合を考え、速やかに適切な対応を図るため、常に緊急連絡先を準備する。
7. 工事施工上、危険を感じた場合や事故が発生する恐れのある場合は、上下水道局の指示を得るとともに、素早く所定の行動を行い、事故等を未然に防止するよう対応する。また、事故が発生した場合は、速やかに関係機関及び上下水道局に連絡するとともに、適切な処置を講じること。

3.9 しゅん工届

1. 給水装置工事がしゅん工した時は、しゅん工届を提出すること。
2. 主任技術者は、あらかじめ自主検査を行い、しゅん工届を提出する時に給水装置工事自主検査報告書を提出する。

<解説>

1. しゅん工届を提出する場合は、次の書類を提出する。
 - (1) しゅん工届（様式第 13 号）
 - (2) 臨時用工事、撤去工事、止水栓止工事、水洗工事に限り、設計書と変更が無い場合、しゅん工届は(様式第 14 号)とすることができる。
 - (3) 給水装置工事自主検査報告書（様式第 12 号）
給水装置工事自主検査報告書に定める各項目について確認を行い、その確認結果を記入し提出する。ただし、臨時用工事、撤去工事、止水栓止工事については不要とする。
 - (4) 水道開閉栓申込書（様式第 16 号及び 16-1号）
 - (5) その他、当該給水装置工事に必要とする誓約書等全ての書類を提出する。

2. メーターの出庫及び返納
 - (1) しゅん工届提出と同時に水道開閉栓申込書(一般用、特定施設用、公衆浴場用、臨時用の各用途の内、該当する用途を必ず明記する。)を提出し、窓口でメーターを出庫する。指定工事事業者は、貸与されたメーターを当該工事場所に取り付ける。
 - (2) 当該給水装置工事に伴い、メーター口径の変更がないものは、既設メーターをそのまま使用する。
 - (3) 既設のメーターを返納する場合は、窓口に戻納する。

3. 水栓番号の表示
 - (1) 当該給水装置工事がしゅん工したときは、水栓番号を表示した水栓番号標を交付する。
その給水装置の設置家屋等の門戸に水栓番号を表示する。(給水条例施行規程第 17 条第1項)
 - (2) 水栓番号標は、みだりに取外し、またその位置を変えてはならない。(同第 17 条第2項)

3. 10 給配水装置工事の申込み

1. 給配水管の口径は 50 ミリメートル以上とする。
2. 開発行為等により敷設する給配水管は、管理者にその所有権を譲渡するものとする。

<解説>

1. 給水装置工事の内、戸建て住宅の開発行為等で道路に敷設し、管理者に無償譲渡する口径50ミリメートル以上の給水装置は、給配水装置工事として取扱う。
2. 給配水装置工事の申込みに必要な書類は、表3-5 のとおりとする。
3. 給配水装置工事の手続きは、工事別申込手順 図3-7 のとおりとする。
4. 給配水管の寄贈について
 - (1) 給配水装置工事に際して、給配水装置工事協議及び給配水装置工事申込時の協議により、敷設する給配水管を給配水装置工事のしゅん工検査後、給配水管の所有者がその所有権を管理者に譲り渡すものである。
 - (2) 給配水管の寄贈に対する所有権の譲り受けについては、給配水装置無償譲渡誓約書(様式第 36 号)の書類を提出し、無償譲渡を条件とする。

5. 提出書類について

(1) 工事申込時

- ① 給配水装置工事申込書 (様式第 33 号)
- ② 給配水装置工事使用材料確認書 (様式第 34 号)
- ③ 給配水装置工事に伴う土地通過同意書 (様式第 35 号)
- ④ 土地登記簿謄本又は要約書(原本で申込時より3か月以内のもの。)
- ⑤ 地籍図(当該土地を中心に周辺が分かるもの)
- ⑥ 給配水装置無償譲渡誓約書 (様式第 36 号)
- ⑦ 印鑑証明書(原本で申込時より3ヶ月以内のもの。)
- ⑧ 位置図
- ⑨ 設計図

} 私道等に敷設
する場合

(2) 工事着手及びしゅん工時

- ① 工事着手届(給配水装置工事) (様式第 37 号)
- ② 給配水装置工事(立会・しゅん工検査)願 (様式第 38 号)
- ③ 工事しゅん工届(給配水装置工事) (様式第 40 号)
- ④ しゅん工図 (2部、消火栓設置物件3部提出)
- ④ 工事写真アルバム

(3) しゅん工検査完了後

- ① 給配水装置の無償譲渡申込書（様式第 41 号）
- ② 無償譲渡材料内訳書（様式第 42 号）
- ③ 位置図
- ④ しゅん工図

2部提出

3. 給配水装置工事の立会

- (1) 給配水装置工事を施工する際には、工事着手届（様式第 37 号）及び給配水装置工事（立会・しゅん工検査）願（様式第 38 号）を提出する。
- (2) 配水管からの分岐工事、給配水管の敷設、耐圧テスト等工事の立会が必要な時点において、指定工事事業者の要請により上下水道局が工事の立会を行う。
- (3) 給配水装置工事の立会は、給配水装置工事（立会・しゅん工検査）願に記載された主任技術者の立会により行う。

4. 給配水装置工事のしゅん工検査

- (1) 給配水装置工事がしゅん工したときは、給配水装置工事（立会・しゅん工検査）願（様式第 38 号）及びしゅん工図を提出し、上下水道局のしゅん工検査を受けること。
- (2) 給配水装置工事のしゅん工検査は、給配水装置工事（立会・しゅん工検査）願に記載された主任技術者の立会により行う。
- (3) 給配水装置工事しゅん工検査済書（様式第 39 号）の交付を必要とする場合は、上下水道局に申出ること。

表 3-5 給配水装置工書の必要書類一覧

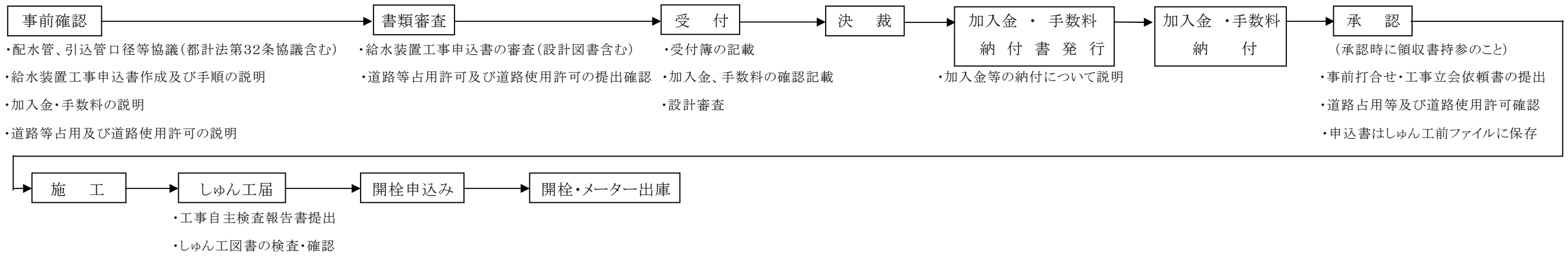
必 要 書 類	様式番号	給配水装置工事	備 考
給配水装置工事申込書	33	○	
給配水装置工事使用材料確認書(配)	34	○	設計時点での材料を記入
使用材料確認書(給)(配) 34号様式続き	4-1	△	材料確認書が複数になるとき
地籍図(公図)	—	△	私道等に敷設する場合は必要
土地登記簿謄本又は要約書	—	△	〃
給配水装置工事に伴う土地通過同意書	35	△	〃
給配水装置無償譲渡誓約書	36	○	無償譲渡に伴う誓約書
印鑑証明書	—	○	申込時に3箇月以内のもの
位置図	—	○	A4縦サイズ
設計図	—	○	A1、A2サイズを標準とする
工事着手届(給配水装置工事)	37	○	工事を着手したとき
給配水装置工事(立会・しゅん工検査)願	38	○	分岐工事等の立会、工事がしゅん工し検査を受けるとき
給配水装置工事しゅん工検査済書	39	●	上下水道局が発行する様式
工事しゅん工届(給配水装置工事)	40	○	工事がしゅん工したとき
給配水装置工事使用材料確認書(配)	34	○	実際に使用した材料を記入
使用材料確認書(給)(配) 34号様式続き	4-1	△	材料確認書が複数になるとき
しゅん工図	—	○	A1、A2サイズを標準とする(2部)、 消火栓がある場合(3部)
工事写真アルバム	—	○	給配水装置工事しゅん工届に添付
給配水装置の無償譲渡申込書	41	○	給配水装置を無償譲渡するとき(2部)
無償譲渡材料内訳書	42	○	無償譲渡する材料の内訳書(2部)
位置図	—	○	A4縦サイズ(2部)
しゅん工図	—	○	A1、A2サイズ(2部)

※ ○:必要書類 △:条件により必要となる場合があり確認が必要 ●:上下水道局が使用する様式

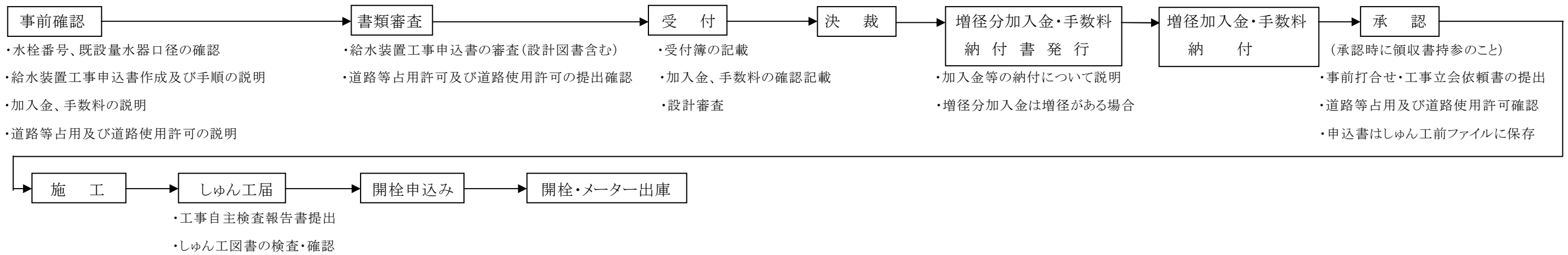
※ 申込書類には、申込書類チェックシートを添付すること。

図 3-7 工事申込手順

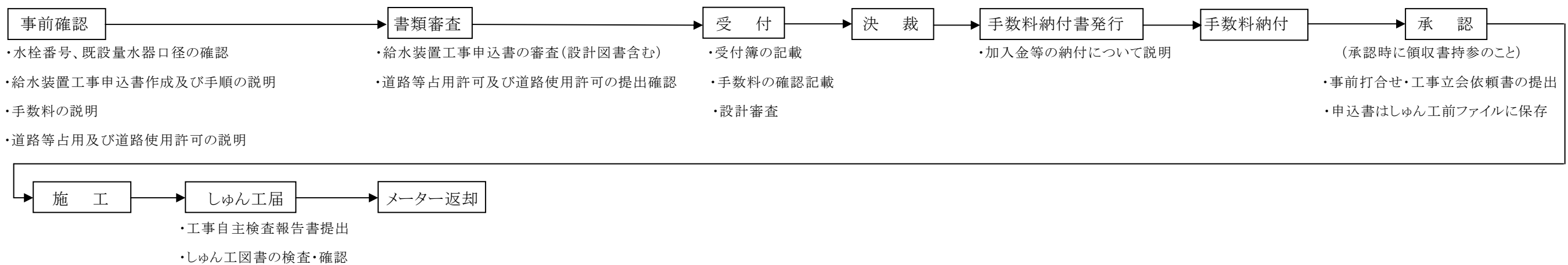
1. 新設工事



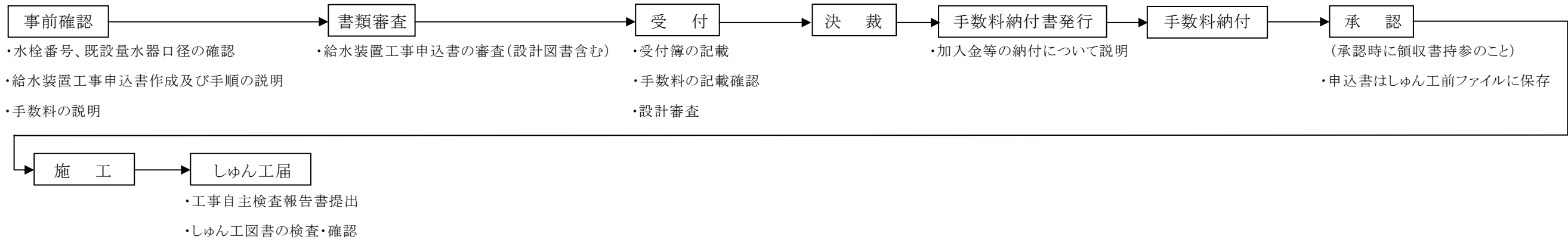
2. 改造工事(増設工事含む)



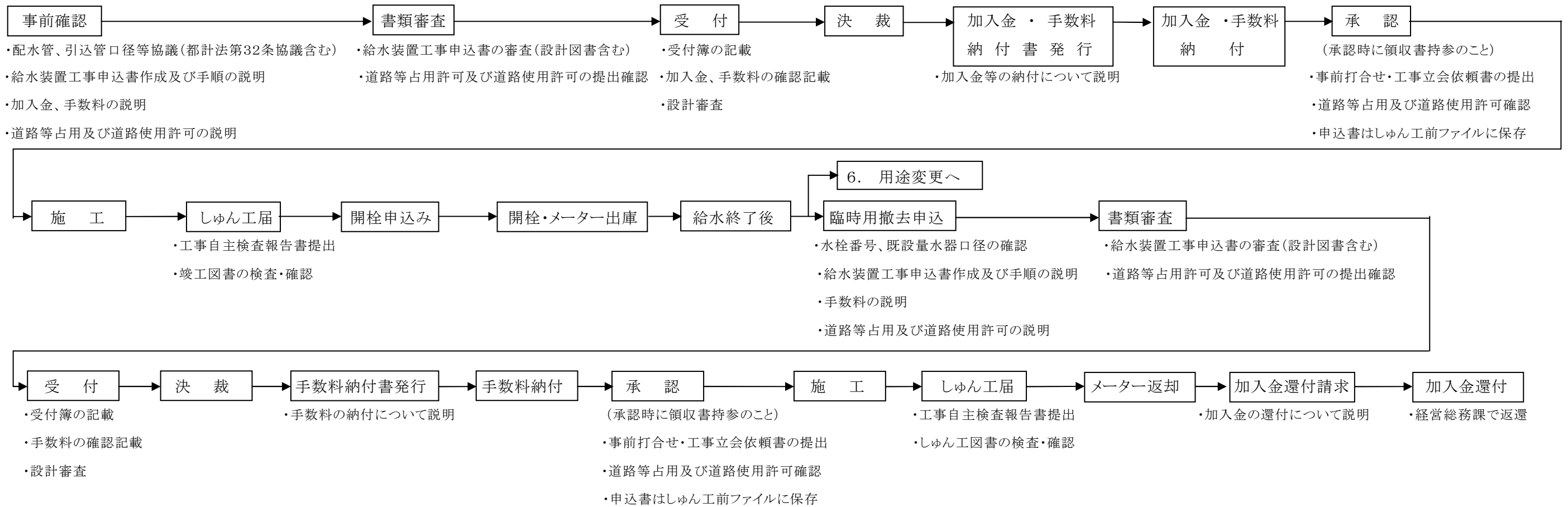
3. 撤去工事



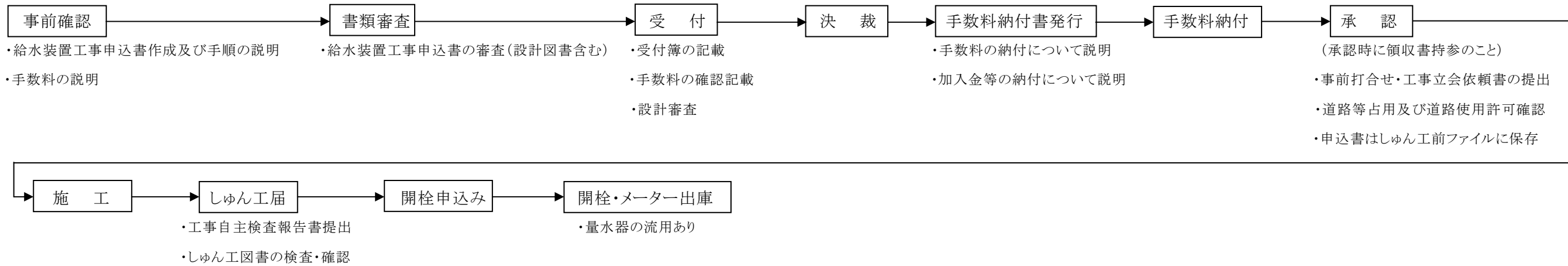
4. 水洗工事



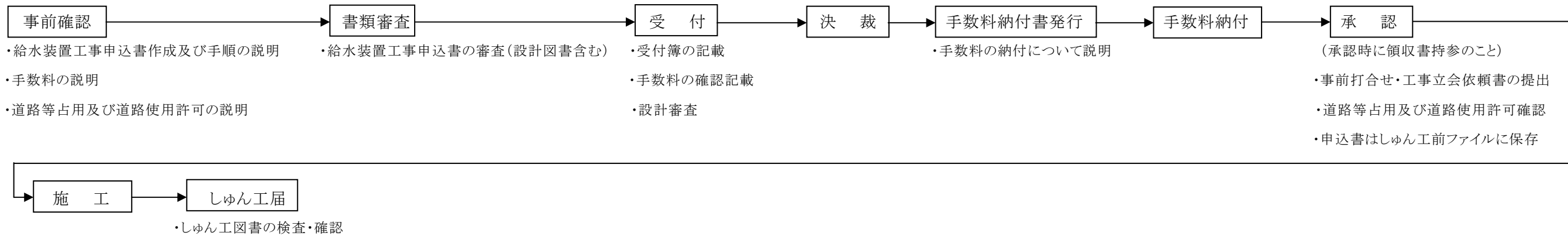
5. 臨時用(新設工事)



6. 用途変更



7. 止水栓止工事



8. 給配水装置工事

